

○地域警察官の事件等の処理基準

〔平成12年5月1日〕
〔地発第88号他〕

第1 運用の基本方針

地域警察官の事件等の処理範囲基準を運用するにあたっては、地域警察運営規則（昭和44年6月19日付け、国家公安委員会規則）第2条に定める地域警察の任務に基づいて、地域警察が常に警戒態勢を保持し、すべての警察事象に即応できる態勢の充実強化を図ることにより、警察業務全体の総合的な能率化を期するとの観点にたつて適正な運用に努めること。

第2 運用上配慮すべき基本事項

1 地域警察の初動措置責任

現場臨場した地域警察官は、主管係が臨検するまでの間の初動措置責任を負うことから、的確な初動措置を講ずること。

2 地域警察と他部門警察との連絡協調

本基準は、地域警察が日常活動を通じて取り扱い、処理する業務のうち、特に基準を定める必要度の高いものについて、その処理範囲、他部門警察との関係を示したものであるが、これを円滑に推進するためには、相互の理解と協力が基本となるので、次の原則に配慮してその実効を期すること。

- (1) 地域警察官による事件等の処理は、業務担当部門に引き継ぐまでの現場的、第一的なものであることから応急処理後、出来る限り早期に業務担当部門に引き継ぎ、警ら等の基本勤務に復帰させ、「常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応できる態勢」の確保を図る。
- (2) 他部門警察は、地域警察官からの報告等により、自ら処理すべき業務を認知したときは地域警察官が速やかに基本勤務に復帰出来るよう引継ぎの迅速化に努める。

3 指導教養の徹底

本基準の効果的な運用を図るためには、地域警察官はもとより、他部門警察官の自覚が極めて重要であることから、基本的事項及び個別的内容の指導教養の徹底を図ること。

4 適用の合理化

本基準は、限られた業務種別について原則的な処理範囲を定めたものであり、特別な状況下では必ずしもこれによりがたい場合もあるので、具体的な適用にあたっては、この点に考慮して運

用すること。

5 地域警察主体性の尊重

他部門警察は、本来自ら処理すべき業務をむやみに地域警察官に下命（依頼）することがないよう配慮するとともに、地域警察官に業務処理を下命（依頼）する場合は、地域警察幹部の承認を得ること。

第3 事件等の処理にあたっての心構え

事件等の処理にあたっては、常に被害者、相談者等の立場に立って、親切、丁寧な対応を図り、かりそめにも誤解を招くような言動等は厳に慎むこと。

第4 業務種別ごとの処理基準

業務種別ごとの内容及び処理基準は別表のとおりとする。

別表 略